



インドの知財分野の2021年を振り返る

Covid-19ウイルスは、世界中のあらゆる生活圏のあらゆる側面に影響を与えてきました。もちろんインドも例外ではなく、多くのビジネス分野が悪影響を受け、経済活動が停滞しました。

ところが、WIPOにより公開された最新の出願データは別の絵を描いています。特許および商標の出願数は増加してきているのです。インドでは、2019年と比較して2020年の

特許出願は6%近く増加し、商標は15%以上増加しました。

この潮流に乗りながら、知財分野におけるインドの2021年は非常に波乱に富んだ年となりました。その主たるものを以下に列挙します。

1. 2021年4月 - IPABの廃止

2021年の最初の主要な変化として、インドの知的財産局の決定に対する上訴機関である知的財産上訴委員会 (IPAB) が4月に廃止されました。

IPABは、2003年9月15日にインド政府によって設立され、インド特許法、インド商標法およびインド地理的表示法に関連する上訴を処理することになっていました。これは、高等裁判所の負荷を軽減するために設けられたのです。

しかし、IPABの実際の運用の非効率性と技術的理解力の低さに対する批判を受けて、2021年4月4日に廃止され、IPABの権限が高等裁判所に返還されました。

2. 2021年7月 - 知的財産部門 (IPD) の設立

IPABの廃止はインドの知的財産分野で混乱を生み出しましたが、デリー高等裁判所は、独自の知的財産部門 (IPD) を設立することで打開を図りました。

2021年7月にデリー高等裁判所が発行した通知によるとIPDは、特許法、商標法、著作権法、地理的表示法、シネマトグラフ法、植物品種および農民の権利の保護に関する法律

No. of Patent Applications for top 10 offices			
Country	2019	2020	Growth Rate
China	1,400,661	1,497,159	6.90%
U.S.	621,453	597,172	-3.90%
Japan	307,969	288,472	-6.30%
S. Korea	218,975	226,759	3.60%
EPO	181,479	180,346	-0.60%
Germany	67,434	62,105	-7.90%
India	53,627	56,771	5.90%
Russia	35,511	34,984	-1.50%
Canada	36,488	34,565	-5.30%
Australia	29,758	29,294	-1.60%

Source: WIPO Statistics Database, November 2021

No. of Trademark Applications for top 10 offices			
Country	2019	2020	Growth Rate
China	7,833,010	9,345,757	19.30%
U.S.	672,644	870,306	29.40%
Iran	454,925	541,750	19.10%
EUIPO	407,675	438,511	7.60%
India	367,768	424,583	15.40%
Japan	546,224	421,166	-22.90%
Russia	306,982	398,240	29.70%
Turkey	282,449	363,708	28.80%
S. Korea	284,090	319,945	12.60%
Brazil	246,244	297,933	21.00%

Source: WIPO Statistics Database, November 2021

に関連する問題に対処する権限を有していません。

3. 2021年9月 - 特許規則の改訂

インドの知的財産局を管轄する商工省は、2021年9月21日に新しい特許規則を施行しました。

新規規則の最重要ポイントのひとつとして、教育機関の特許出願料金を80%下げたことがあります。適用の地理的範囲は国を問いません。インド以外の国の教育機関もこの割引料金を恩恵を受けることができます。

商工省は、イノベーション分野において教育機関が果たす役割を認識しており、この低料金によってイノベーションと創造性が促進されることを期待しています。

4. 2021年10月 - 新型コロナによる期限延長の解除

インドの知的財産局内の最上級組織である特許意匠商標総局 (CGPD TM) は、2021年10月3日付けで、新型コロナによる期限延長を解除しました。

パンデミックが発生した2020年3月以来、パンデミックによる出願の困難性などの問題を軽減するため、インドの知的財産局はさまざまな期限の緩和を行ってきました。そして、パンデミックの猛威が軽減されてきたと認識したCGPD TMは、期限延長の解除を決めたのです。

しかし、国内で新型コロナの第3波が発生したことを受け、結局、期限の緩和措置は2022年2月28日まで延長されました。

5. 2021年11月 - パンデミック発生後初めての弁理士試験が発表

弁理士試験は、新しい弁理士を認定するため毎年実施されることになっています。しかし2020年5月19日、特許意匠商標総局 (CGPD TM) はパンデミックを理由に2020年

の試験を中止するとともに、追って通知するまで次の試験を行わないことを決めました。

2021年11月12日にCGPD TMは、次の試験を2022年5月8日に実施することを発表しました。この試験が実施されれば、インドの弁理士試験は3年ぶりに行われることとなります。

6. 2021年12月 - PPHプログラムの3年目の発表

2021年12月に、日本とインドの間の二国間特許審査ハイウェイ (PPH) パイロットプログラムの3年目の発表をインド知的財産局が行いました。

3年目は、2021年12月20日からリクエストの受付を開始し、以前と同様に、受付は先着順で100件に制限されていました。1年目と2年目のPPHプログラムでもそれぞれ2019年12月と2020年12月に受付を開始し、100件限定となっていました。

PPHの主たる効果の1つは、日本企業が日本で特許性があると認められた出願に基づいて、インドで迅速な審査プロセスを要求できることです。同様に、インドの出願人も、日本において特許出願の迅速な審査を要求することができます。

筆者紹介



ヴィジェット バアート (Vijeth Bhat)

Global IP Indiaに2016年から所属するパテントアソシエイトで、専門はコンピュータ・サイエンスです。彼は、特許出願、PCT出願などを含むさまざまな特許問題についてクライアントのために働いています。彼は、インドおよび外国の主要な特許庁における特許取得の際に多くのインドおよび外国のクライアントを支援してきました。彼は、インド以外にも、日本、EPおよび米国の特許システムに関して豊富な経験があります。